

別紙一覧表2・・・過去に規制の見直しが困難とされたものについて改めて規制の見直しを検討するもの(網掛け部分が平成20年度に再検討した部分です。)

平成16年度実施分

1見直し実施済 2今後見直し予定 3見直し実施困難

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し困難等とした結果	再検討の結果		所属
				記号	結果の概要	
1	県制度融資（一部の制度を除いて連帯保証人として第三者保証人を求められる。）		平成15年度に創設した短期運転資金とCLO活用資金については、第三者保証人を不要としている。 第三者保証人を求める要件の緩和については、貸付債権の保全のために現状では困難であるが、その可能性について、引き続き制度融資取扱金融機関や信用保証協会と協議していく。	3	連帯保証人を求めている融資は、離職者生活安定資金であり、融資の申込者は返済能力の低い人である。 よって、返済が滞る可能性が高いこと、県は代位弁済に対する損失保証を行っていないことから連帯保証人を不要とすることは、保証会社の負担が著しく高まり、信用保証協会の理解が得られない。 仮に、連帯保証人を不要とするならば、県が損失保証を行う必要があるが、現在の厳しい県の財政状況では難しい。	商工労働部 雇用労働課
2	公園利用の促進（国・県・市の管轄が絡み合う稲毛・検見川・幕張の浜周辺の都市公園等の利用申請を一括して行える窓口の設置）		許可権者がそれぞれ異なるので、都市公園等の利用申請を一括して行える窓口の設置は困難である。	3	許可権者がそれぞれ異なるので、対応困難である。	県土整備部 公園緑地課
3	外国免許からの切替（外国免許取得者が国内免許へ切り替える際には、筆記及び技能の試験も行うので、海外での3ヶ月の実績という要件を見直してほしい。海外からのドライビングレコードの取得には期間がかかるため、更新後3ヶ月未満の場合は、旅券での出入国記録の確認及び更新前の免許証の写しにより3ヶ月の実績を認めてほしい。）	道路交通法、道路交通法施行令、道路交通法施行規則	・本規制が制定された背景には、諸外国における免許発給水準の格差が著しいことに加え、不正発給された外国免許を有する者の国内免許への切替申請が増加していること等がある。また、法では、外国行政庁の免許を有する者に対し、一律に「試験の一部を免除する」ものではなく、政令で定める基準に従い、「試験の一部を免除することができる」としているほか、外国免許取得後、当該国における「運転経験の期間」が通算して3か月以上ある者に限り、試験の一部を免除することとし、短期間の海外滞在において外国免許を取得した者等については、試験を免除しないこととしているものである。 ・運転免許経歴証明（ドライビングレコード）等は、国により発給の有無に格差が生じているが、当該国の行政庁等から発給されない場合については、実質上、国内免許への切替は不可能である。また、旧免許証の写し等については、当該国の行政庁等による原本証明が付されていることが必要となる。	3	以下の理由から見直し実施は困難である。 ・本規制が制定された背景には、諸外国における免許発給水準の格差が著しいことに加え、不正発給された外国免許を有する者の国内免許への切替申請が増加していること等がある。また、法では、外国行政庁の免許を有する者に対し、一律に「試験の一部を免除する」ものではなく、政令で定める基準に従い、「試験の一部を免除することができる」としているほか、外国免許取得後、当該国における「運転経験の期間」が通算して3か月以上ある者に限り、試験の一部を免除することとし、短期間の海外滞在において外国免許を取得した者等については、試験を免除しないこととしているものである。 ・運転免許経歴証明（ドライビングレコード）等は、国により発給の有無に格差が生じているが、当該国の行政庁等から発給されない場合については、実質上、国内免許への切替は不可能である。また、旧免許証の写し等については、当該国の行政庁等による原本証明が付されていることが必要となる。	県警千葉運 転免許セン ター